

東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業実施要綱

(制定) 平成 26 年 3 月 31 日付 25 環政政第 552 号環境局長決定
(一部改正) 平成 27 年 3 月 27 日付 26 環総政第 617 号環境局長決定
(一部改正) 平成 28 年 3 月 28 日付 27 環総政第 1119 号環境局長決定

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の区市町村（以下単に「区市町村」という。）と連携し、広域的環境課題への対応を図ることにより、東京の環境政策を一層推進することを目的として行う「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

- 1 都は、東京の広域的環境課題の解決に資する事業又は地域特性や地域資源を活用した事業を実施する区市町村に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。
- 2 1 の補助を受けた区市町村は、都と連携して事業を進めるとともに、他の区市町村に対する取組誘導等、事業の広域化に向けた取組を行う。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- 3 中小規模事業所 事業所（条例第 5 条の 7 第 6 号の事業所をいう。以下同じ。）又は事業所内に設置する事務所、営業所等のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量（規則第 4 条第 1 項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が 1,500kl 未満のもの（条例第 5 条の 7 第 8 号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 4 テナント等事業者 建物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者
- 5 中小企業等 法人又は個人で事業活動を行う者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する会社に該当しない会社を除く。）

第 4 本事業の具体的な内容

1 広域的環境課題の解決に資する事業等に係る経費の補助

(1) 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

(2) 補助事業の内容

補助事業は、区市町村による地域住民等と連携した取組又は地域の実情に応じた取組を含む事業であって、当該取組を区市町村の区域内外に普及拡大することにより、広域的環境課題への対応が

図られる事業として、別表の補助事業の内容の欄に掲げるもの（当該事業のうち、都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の補助対象部分を除く。）とする。

(3) 事業方針の策定

都は、補助事業の目的等、補助事業の詳細を定める事業方針を別に策定し、区市町村に明示する。

(4) 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、区市町村の取組に要する経費として、別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(5) 補助金交付額

補助金の交付額は、補助事業ごとに、補助対象経費（補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、これらを控除した額）の2分の1以内とし、その合計額とする。

(6) 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、補助金交付決定を受けた年度の4月1日から3月31日までのものに対して交付する。なお、複数年度にわたる補助事業については、継続して補助金の交付を受けられる期間は、原則として最長3年間とする。

(7) 補助金の交付決定の手続

補助金の交付申請の審査は、都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の職員等で構成する審査会を設置して、行うものとする。

2 区市町村による都と連携した取組等

(1) 事業方針に沿った取組

補助金の交付対象となった区市町村（以下「補助対象区市町村」という。）は、1（3）に定める事業方針に沿って事業を実施するとともに、都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告その他の協力をするものとする。

(2) 事業の広域化に向けた取組

補助対象区市町村は、近隣自治体との連携による事業実施又は取組内容の積極的な周知により、事業の広域化に努めるものとする。

(3) 指導・助言

都は、必要に応じて、補助対象区市町村の取組に対して指導・助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公社に対し、第4の1による補助金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金を原資として、第4の1による補助金の交付を行うこと。

(2) 第4の2による補助対象区市町村への指導・助言並びに補助対象区市町村からの報告の徴収、並びに補助事業の効果等に関する分析・検証及び分析・検証の結果について都への報告を行うこと。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとする。

第7 予算額等

- 1 第6に定める本事業の実施期間における補助金の予算額総額は50億円とする。
- 2 各年度における補助金の交付額総額は、原則として5億円を上限とする。

第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5については、本事業の執行に必要な公社の定款変更が承認された日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 補助事業の種類、内容及び補助対象経費（第4関係）

1 広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 |
|---------------------------------|---|---|
| (1) 民間団体等との連携による家庭の省エネルギー対策事業 | <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 町会等地域のコミュニティ活動団体（規約等により区域を定め、当該区域内の住民の福祉の向上を図ることを目的とした活動を行う団体をいう。）と連携し、地域ぐるみの取組を促すものであること。</p> <p>(イ) 商店会等地域の小売店舗等で組織する団体（規約等により区域を定め、当該区域内において中小小売商業又はサービス業に属する事業を近接して営む者が相当数所属し、かつ、組織的な活動を行う団体をいう。）と連携し、当該団体の加盟店舗等を通じて、地域ぐるみの取組を促すものであること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。以下同じ。）</p> |
| (2) ポイントプログラムを活用した家庭の省エネルギー対策事業 | <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 各家庭での取組に応じたエコポイント、地域通貨、環境に配慮した物品その他の経済的インセンティブを付与するものであること。</p> <p>(イ) (ア)により各区市町村の区域内への経済効果を創出するものであること。</p> <p>(ウ) 住宅の断熱性向上に資する取組を経済的インセンティブ付与の対象となる各家庭での取組に含めること。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等（経済的インセンティブの原資に係る経費を除く。）</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | |
| <p>(3)省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業</p> | <p>ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 事業者で組織される団体（以下「事業者団体」という。）との連携により行う取組であること。</p> <p>(イ) 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小規模事業所所有者等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。</p> <p>② 中小規模事業所所有者等であって、かつ中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション 21の認証取得の補助を行うこと。</p> <p>③ 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断の受診を推進するとともに、各区市町村の各地域における中小企業等を対象とした、当該診断に基づく節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を目的とした報告会等を行うこと。</p> <p>イ ア(イ)①及び③の取組の実施に当たっては、東</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| | <p>京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断に係る各区市町村の区域内の中小規模事業所の診断希望を取りまとめ、東京都地球温暖化防止活動推進センターに対して診断申込みを行うこと。</p> <p>ウ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | |
| (4) 賢い節電のためのLED活用事業 | <p>ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 既設の直管型蛍光灯照明器具の全体（ランプその他の部品で一体として構成される器具の全ての部分をいう。以下同じ。）から直管型LED照明器具の器具全体への交換について補助を行うこと。</p> <p>(イ) 既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む。）について補助を行うこと。ただし、この場合にあっては、その安全性を確認できたものに限る。</p> <p>イ アの直管型LED照明器具の器具全体又は直管型LEDランプは、それぞれ既設の直管型蛍光灯照明器具の器具全体又は直管型蛍光灯ランプよりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>ウ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金 |
| (5) 生物多様性保全のための計画策定事業 | <p>ア 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するもの（以下「生物多様性保全計画」という。）を策定する取組を実施すること。</p> <p>(ア) 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等 |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| | <p>第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）</p> <p>(イ) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）</p> <p>(ウ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）</p> <p>イ 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> | |
| <p>(6) 外来種・移入種の積極的防除事業</p> | <p>ア 防除実施計画若しくは地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が認める防除計画」という。）に基づき行う各区市町村の区域内における特定外来生物（知事が防除の必要があると認める特定外来生物以外の生物を含む。以下同じ。）の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組については、地域住民が参加して行うものに限る。</p> <p>ウ 知事が認める防除計画に基づきアの取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性保全計画の策定に向けた基本方針を定めること。この場合において、当該基本方針中に生物多様性地域戦略の策定に係る考え方を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>エ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>オ アの取組の内容を周知するとともに、特定外</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| | <p>来生物の防除を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
| (7) 古紙持ち去り問題対策事業 | <p>ア 町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携により、地域における古紙の持ち去り行為の根絶に向けた健全なリサイクルシステムの構築に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地域における古紙の持ち去りの防止を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |
| (8) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進事業 | <p>ア 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) (ア)の取組の結果を踏まえて、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については、再資源化等の適正処理を行うこと。このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、再資源化又は安全かつ安定的な処分をすること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、水銀含有廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、水銀含有廃棄物の適正処理に係る体制整備のために必要な経費に限る。）</p> |
| (9) 金属資源循環利用のための小型電子機器等再資源化促進事業 | <p>ア 小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のた</p> |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| | <p>施すること。</p> <p>(ア) 小型電子機器等のリサイクルに係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>(イ) (ア)の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器等については、認定事業者（小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者をいう。）に引き渡すこと。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第2条第3項に規定する再資源化をいう。）を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画中に設定すること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、小型電子機器等のリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>めに必要な経費に限る。)</p> |
| <p>(10) 食品廃棄物の発生抑制・リサイクル推進事業</p> | <p>ア 事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 食品関連中小企業等（中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者のうち、食品の小売を業として行う者又は飲食店等の営業その他食事の提供を伴う事業を行う者をいう。以下同じ。）を含む複数の事業者で組織された団体（以下「食品関連事業者団体」という。）との連携により行う取組であること。</p> <p>(イ) 食品関連中小企業等に対し、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルに係る指導又は助言を実施すること。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| | <p>(ウ) (イ)の取組の結果を踏まえて、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルのための事業を実施するための計画を策定すること。</p> <p>(エ) 必要に応じて、食品関連中小企業等に対し、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
| <p>(11) 在宅医療廃棄物の適正処理の推進事業</p> | <p>ア 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p> |

2 地域特性や地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 | | |
|---|--|---|--|---|
| (1) 地中熱利用の促進事業 | <p>ア 住宅、事業所等に供する部分において使用する地中熱の利用を推進する取組であって、次の表の左欄に掲げる取組の区分に応じ、当該右欄に定める要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="501 488 1144 2065"> <tr> <td data-bbox="501 488 823 2065">(ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以下同じ。）のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組</td> <td data-bbox="823 488 1144 2065"> <p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力について、暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）がともに 3.3 以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者（その取組において区市町村からの補助を受ける者をいう。以下同じ。）は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各 1 年間（新築の場合にあっては、設置後の 1 年間）の住宅用途に供する部分（共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、当該共用部分に限る。）の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告（当該報告内容を当該区市町村長が知事に報告し、知事が当該報告内容を公表することについて、</p> </td> </tr> </table> | (ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以下同じ。）のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組 | <p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力について、暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）がともに 3.3 以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者（その取組において区市町村からの補助を受ける者をいう。以下同じ。）は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各 1 年間（新築の場合にあっては、設置後の 1 年間）の住宅用途に供する部分（共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、当該共用部分に限る。）の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告（当該報告内容を当該区市町村長が知事に報告し、知事が当該報告内容を公表することについて、</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（負担金補助及び交付金のうち、付表 2 の左欄に掲げる設置等に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。） |
| (ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以下同じ。）のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組 | <p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力について、暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）がともに 3.3 以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者（その取組において区市町村からの補助を受ける者をいう。以下同じ。）は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各 1 年間（新築の場合にあっては、設置後の 1 年間）の住宅用途に供する部分（共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、当該共用部分に限る。）の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告（当該報告内容を当該区市町村長が知事に報告し、知事が当該報告内容を公表することについて、</p> | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>当該間接補助事業者が同意した場合に限る。以下(イ)の項、(エ)の項及び(オ)の項において同じ。) をすること。</p> | |
| | <p>(イ) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組（ウ)に該当するものを除く。）</p> | <p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力について、暖房COP及び冷房COPがともに3.3以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各1年間（新築の場合にあつては、設置後の1年間）の事業用途に供する部分の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をすること。</p> <p>③ 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの冷暖房能力が100kW以上である場合は、付表1に掲げる方法に基づき実施するサーマルレスポンステスト及び地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1年間の運転実績の結果について、区市町村長への報告をすること。</p> <p>④ 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1</p> | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | | <p>年間の空調設備に係る光熱費及びエネルギー使用量について、区市町村長への報告をすること。</p> | |
| | <p>(ウ) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、公共施設（区市町村が設置し、又は管理する施設をいう。以下同じ。）において使用するものの設置等を行う取組</p> | <p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力について、暖房 COP 及び冷房 COP がともに 3.3 以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各 1 年間（新築の場合にあっては、設置後の 1 年間）の公共施設の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、知事が公表することに同意の上、知事に報告すること。</p> <p>③ 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの冷暖房能力が 100kW 以上である場合は、付表 1 に掲げるサーマルレスポンステスト及び地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後 1 年間の運転実績の結果について、知事が公表することに同意の上、知事に報告すること。</p> <p>④ 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後 1 年</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | | 間の空調設備に係る光熱費及びエネルギー使用量について、知事が公表することに同意の上、知事に報告すること。 |
| | (エ) 地中熱の直接利用設備（地中熱を循環させて空調に係るエネルギー負荷を軽減させる設備であって、暖気及び冷機の流量を調整する機能を有するもの（地中熱利用ヒートポンプシステムを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組 | 間接補助事業者は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間（新築の場合にあっては、設置の1年間）の住宅用途に供する部分（共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、当該共用部分に限る。）の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をすること。 |
| | (オ) 地中熱の直接利用設備のうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組 | 間接補助事業者は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間（新築の場合にあっては、設置後1年間）の事業用途に供する部分の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をすること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。 |
| | (カ) 地中熱の直接利用設備のうち、公共施設において使用するものの設置等を行う取組 | 区市町村長は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間の（新築の場合にあっては設置後の1年間）公共施設の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、知事が公表す |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| | <p style="text-align: center;">ることに同意の上、知事に報告すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、地中熱の利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
| <p>(2) 間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用の促進事業</p> | <p>ア 間伐材、せん定枝その他の木質バイオマス（規則第3条の2のバイオマスのうち木に由来するものをいう。以下同じ。）のエネルギー利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、木質バイオマスのエネルギー利用に資する設備・機器の設置等を行い、又は各区市町村の区域内の家庭若しくは中小企業等に対する当該設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>(イ) 木質バイオマスのエネルギー利用に係る各区市町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。（過去に実施している場合を除く。）</p> <p>(ウ) 各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>(3) 小水力発電導入の促進事業</p> | <p>ア 小水力発電（水力を原動力とする発電であって、かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置され、かつ、出力が1,000kW以下である発電設備を利用するものをいう。以下同じ。）の導入を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、小水力発電を行う設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 小水力発電の導入に係る土地利用条件、流量、環境影響等に関する調査を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、小水力発電の導入の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等（小水力発電設備・機器の設置等に係る経費を除く。）</p> |
| <p>(4) 島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業</p> | <p>ア 島しょ地域において、再生可能エネルギー（条例第2条第4号の3に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、再生可能エネルギーの利用に資する、また島内の電力システムの安定のために必要な設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。（過去に実施している場合を除く。）</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等及び工事請負費</p> |
| <p>(5) 地域のポテンシャルに応じた太陽エネルギー活用普及促進事業</p> | <p>ア 地域における太陽エネルギーの活用の普及を促進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 都が提供するソーラー屋根台帳（都内の建物ごとの太陽光発電可能量等の推計値を地図に記した台帳をいう。）のデータを活用した、太陽エネルギーの活用可能性の地域特性に応</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等</p> |

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | <p>じた取組であること。</p> <p>(イ) 事業者団体、NPO その他民間団体等と連携した取組であること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、地域における太陽エネルギーの活用の普及を促進するための計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、太陽エネルギーの活用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
| (6) 樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 | <p>ア 地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が認める活動計画」という。）に基づき行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 里地里山、樹林地などの自然地の生態系を保全する取組</p> <p>(イ) 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組</p> <p>(ウ) 希少生物種を保護する取組</p> <p>イ アの取組については、地域における多様な主体と連携して行うものに限る。</p> <p>ウ 知事が認める活動計画に基づきアの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性保全計画の策定に向けた基本方針を定めること。この場合において、当該基本方針中に生物多様性地域戦略の策定に係る考え方を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。</p> <p>エ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>オ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費（ビオトープ（特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間のことをいう。）（水辺のものに限る。）の創出に係る経費に限る。）並びに負担金補助及び交付金 |
| (7) 地域発・屋敷林保全再生事業 | <p>ア 地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬 |

| | | |
|--------------------------|--|--|
| | <p>動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるものに基づき行う各区市町村の区域内における屋敷林の保全のための取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) せん定・下草刈りなど生物多様性の保全に資する取組</p> <p>(イ) 地域における多様な主体と連携した取組</p> <p>(ウ) 住民向け観察会など屋敷林を活用した普及啓発の取組</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、補助事業の対象とする屋敷林の長期保全に向けた基本方針を定めること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、屋敷林の保全を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p> |
| (8) 花と樹木による緑化推進事業 | <p>ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。</p> <p>(イ) 植栽面積が 50 m²以上であること（空き家対策により更地になった土地に植栽する場合を除く。）。</p> <p>(ウ) 植栽面積における草花（地被植物のみの場合を除く。）又は樹木の占める割合が 3 分の 1 以上であること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、原材料費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金のうち、付表 2 の左欄に掲げる設置に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。</p> |
| (9) 人的被害を及ぼす外来生物に対する防除事業 | <p>ア 目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるものに基づき、人の生命及び身</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------|
| | <p>体に被害を及ぼすものとして付表3の右欄に掲げる種名等(亜種又は変種を含む。)に属する特定外来生物(以下「危険な特定外来生物」という。)の捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。当該方針には、対象種の根絶状況を確認する手法を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、危険な特定外来生物の防除を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | 及び交付金 |
| <p>(10) 江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業)</p> | <p>ア 区市町村が所有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種(都内にその本来の生息地を有する種をいう。以下同じ。)の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査(現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。)を行うこと。</p> <p>(イ) (ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。</p> <p>(ウ) 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、多階層な植栽となるよう努めること。</p> <p>(エ) 立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。</p> <p>イ アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了す</p> | 補助事業の実施に必要な経費として、報酬等及び工事請負費 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>るときまでに同様の方針を策定している場合を除く。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
|--|---|--|

備考

- 1 「希少生物種」とは、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（東京都環境局）及び「東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）～東京都レッドリスト～2011年版」（東京都環境局）に掲載された野生生物種のうち、カテゴリーが絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN 及び CR+EN）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び準絶滅危惧（NT）並びに情報不足（DD）に該当する種をいう。
- 2 「屋敷林」とは、主として在来植物で構成された保全すべき樹林として区市町村が認定するものであり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - (1) 計画性をもって仕立てられた複数の樹木からなること。
 - (2) 私有地内にあること。
 - (3) 居住空間に隣接し、又は取り囲まれていること。

3 将来的な広域展開に向けて先駆的な取組をモデル事業として推進

| 補助事業の種類 (メニュー) | 補助事業の内容 | 補助対象経費 |
|----------------------|--|----------------------------------|
| (1) 都内中小クレジットの活用推進事業 | <p>ア 都内中小クレジット（条例第5条の11第1項第2号イの都内削減量をいう。以下同じ。）を活用して、中小規模事業所における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 中小規模事業所所有者等に対し、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うものであること。</p> <p>(イ) 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、必要に応じて節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器の性能は、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン（平成22年3月18日付21環都総第692号）に定める認定基準を満たすこと。</p> <p>(ウ) 都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う支援事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対して次の条件を設定すること。</p> <p>① 中小規模事業所の節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等により見込まれる都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。</p> <p>② (イ)の補助がある場合にあつては、中小規模事業所所有者等が当該補助金の交付申請を行うに当たり必要な手続を支援すること。</p> <p>③ ①その他の手続により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。</p> <p>④ 中小規模事業所所有者等に対し、③に</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等並びに負担金補助及び交付金 |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| | <p>より発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。</p> <p>⑤ ③により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での取引の促進に努めること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | |
| (2) 既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業 | <p>ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律 68 号）第 3 条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。</p> <p>(イ) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。</p> <p>イ アの取組によるエネルギー使用量及び CO₂ 削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等 |
| (3) EV コミュニティバス導入事業 | <p>主に地域住民の利用を目的として区市町村が主体的に運行を確保するバスに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「次世代自動車」という。）を導入する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>ア 必要に応じて、充電設備及び当該充電設備に再生可能エネルギーを変換した電気を供</p> | 補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金 |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| | <p>給する設備の設置等を行うこと。</p> <p>イ 取組の実施による次世代自動車等の利用実績及びエネルギー消費量等の削減の効果の集計及び検証をするとともに、その結果を公表し、次世代自動車等の利用推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p> | |
| (4) ICT 技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業 | <p>自転車シェアリングシステムを導入する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>ア 自転車シェアリングシステムの導入に係る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。</p> <p>イ アの取組の実施において導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系 IC カード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。</p> <p>ウ 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応するべき取組を実施すること。</p> <p>エ アの取組によるエネルギー使用量及び CO₂ 削減効果の集計及び検証を行うこと。</p> <p>オ ア及びウの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発を行うこと。</p> | <p>補助事業の実施に必要な経費として報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費を除き、また、付表 2 の左欄に掲げる事業に対し、当該右欄に定める額を上限とする。）</p> |

備考 「自転車シェアリングシステム」とは、自転車の共同利用サービスであって、一定の地域内に複数配置された無人式のサイクルステーションで自由に自転車の貸出し及び返却を行うことができ、貸出しを行ったサイクルステーションとは異なるサイクルステーションでの返却が可能な仕組みをいう。

付表1 サーマルレスポンステストの方法

次のいずれかの方法とすること。

- 1 地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム実証試験要領（環境省水・大気環境局）による試験方法
- 2 ボアホール型地中熱交換器に対する加熱法による熱応答試験の標準試験方法（一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター「地下熱利用とヒートポンプシステム研究会」編）による試験方法

付表2 補助対象経費の上限

| | |
|--|--|
| 別表の2(1)ア(ア)に規定する地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等 | 熱の供給を受ける住宅1戸当たり600,000円(共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等に係る経費の5分の1) |
| 別表の2(1)ア(イ)に規定する地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等 | 地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等に係る経費の5分の1 |
| 別表の2(1)ア(エ)に規定する地中熱の直接利用設備の設置等 | 熱の供給を受ける住宅1戸当たり300,000円(共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、地中熱の直接利用設備の設置等に係る経費の10分の1) |
| 別表の2(1)ア(オ)に規定する地中熱の直接利用設備の設置等 | 地中熱の直接利用設備の設置等に係る経費の10分の1 |
| 別表の2(8)アに規定する植栽、花壇等の設置 | 植栽、花壇等1箇所当たり20,000,000円 |
| ソフト事業（別表の3(4)アに規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置を除いた取組の実施をいう。） | 10,000,000円 |
| ハード事業（設備）（別表の3(4)アに規定する取組のうち、自転車シェアリングシステムの導入に係る設備の設置の実施をいう。以下同じ。） | ハード事業（設備）とハード事業（安全対策等）の補助対象経費を合算して100,000,000円 |
| ハード事業（安全対策等）（別表の3(4)ウに規定する区市町村が地域の行政課題として対応すべき取組の実施をいう。以下同じ。） | |

付表3 危険な特定外来生物

| 分類 | 種名等 |
|---------|---------------------------------|
| クモ・サソリ類 | キョクトウサソリ科の全種 |
| | Atrax 属の全種 (ジョウゴグモ科の1属) |
| | Hadronyche 属の全種 (ジョウゴグモ科の1属) |
| | L. reclusa (イトグモ科の1種) |
| | L. laeta (イトグモ科の1種) |
| | L. gaucho (イトグモ科の1種) |
| | ゴケグモ属の全種※ |
| 昆虫類 | ヒアリ |
| | アカカミアリ |
| | コカミアリ |

※ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む。